

第8章 経済対策等

第1節 経済対策

I 日本新生のための新発展政策（平成12年10月19日）（資料8-1-1参照）

1. 概要

日本新生のための新発展政策は、①我が国経済が緩やかながらも改善しつつある中、景気に今一押しの活力を加え、しっかりとした自律的回復の軌道に乗せるとともに、②多様な情報と個性の沸き立つ知恵の社会への飛躍という大改革のための構造改革と意識改革の方向を明確にするため、経済対策閣僚会議において決定された。

新発展政策では、上記のような観点のもと、未来型社会において特に重要と考える4分野—IT革命の飛躍的推進、循環型社会の構築などの環境対応、活力と楽しみに満ちた未来社会を創る高齢化対策、便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備—に重点を置いている。

2. 金融庁関連の施策

今次の新発展政策において、金融庁関連では、金融システムの安定化・金融市場の活性化のため、以下のような施策が盛り込まれている。

- ① 検査・監督体制の強化：インターネットを活用した金融業の進展等を受け、金融機関に対する専門性の高い検査・監督・モニタリングを一層充実するとともに、検査・監督・監視体制を強化する。
- ② 金融システムの安定化：自己資本の不足する金融機関については、早期是正措置等を的確に講じ、各金融機関の自助努力を促す。また、公的資本増強についても、金融機関の健全性の確保を図るため、引き続き適切に対応する。
- ③ CPのペーパーレス化等：株式、社債等各有価証券について決済の迅速化の早期実現を図るとともに、統一的なシステムでの決済を可能とするための法的整備を行う。

II 緊急経済対策（平成13年4月6日）（資料8-1-2参照）

1. 経緯

- (1) 3月9日、与党三党において緊急経済対策をとりまとめ
- (2) 3月15日、第1回政府・与党緊急経済対策本部を開催
- (3) 4月4日、第2回政府・与党緊急経済対策本部を開催
- (4) 4月6日、第3回政府・与党緊急経済対策本部を開催、経済対策閣僚会議において、緊急経済対策を決定

2. 概要

今回の緊急経済対策は、現下の経済情勢をも踏まえ、わが国経済にとって喫緊の課題である構造問題を取り上げ、その根本的な解決に取り組もうとするものであり、こうした観点から、①金融再生と産業再生、②証券市場の構造改革、③都市再生・土地の流動化、④雇用の創出とセーフティネット等について、具体的な施策が取りまとめられている。

3. 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

(詳細は、「第9章第2節 不良債権処理の促進」参照)

(1) 今回の緊急経済対策では、金融と産業の一体的な再生のため、不良債権問題への包括的な対応策が取りまとめられている。具体的には、①不良債権の抜本的なオフバランス化、②企業再建の円滑化、③金融機関の債権放棄等の円滑化、④債権の流動化などにつき、各種施策が講じられている。

(2) 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務の一体的解決については、関係省庁と十分に意見交換を行いながら検討してきたところであり、不良債権問題と過剰債務問題の解決に向けた環境整備は大きく前進するものと考えられる。

4. 銀行の株式保有の制限について

(1) わが国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めるとともに、銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため、銀行の株式保有制限の在り方に関する制度整備を行なうこととしている。

(2) また、こうした施策に伴う銀行による株式放出が、短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては、金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあることから、一時的なものとして、株式買取りスキームを創設することとされている。

5. 証券市場の構造改革等

(1) 個人投資家による長期安定的な株式保有の促進等証券市場の活性化を図る等の観点から、金融庁関連では、①金庫株の解禁に伴う環境整備、②証券決済システムの改善(詳細は、「第5章第1節Ⅲ 証券決済システムの改善」参照)、③株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託(ETF)(詳細は、「第5章第1節Ⅳ ETFの制度整備」参照)が盛り込まれている。

(2) なお、今回の緊急経済対策において、「個人投資家の市場参加の促進等直接金融市場の活性化・・・等の観点から、証券・・・関連の税制に係る真に有効かつ適切な措置について、・・・早急に検討を行い、結論を得る」とされたことを踏まえ、4月20日、与党において、長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度

の創設などが決定された。

6. まとめ

今後、金融庁としては、わが国の構造調整を進展させ、今後の経済成長の礎とするという緊急経済対策の趣旨を踏まえ、本対策に掲げられた項目の実現に向け、積極的に取り組んでいく。